

日向市中小企業等 事業承継・引継ぎ応援事業 補助金のご案内

日向市内の中小企業等の円滑な事業承継を図るため、親族内承継又は第三者承継に取り組む中小企業者等(売り手側及び買い手側)に対し、補助金を交付します。



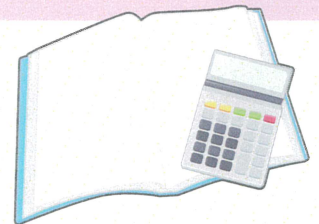
対象者 下記(1)から(4)の全てを満たす方。

- (1) 市内に主たる事務所等を有する中小企業者又は小規模事業者
- (2) 買い手側が引き続き市内で事業を営むこと
- (3) 市税等の滞納がないこと
- (4) 反社会勢力又は反社会勢力との関係を有するものでないこと



補助対象経費 下記(1)～(3)の費用が対象となります。

- (1) 弁護士、税理士等のマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間 M&A 仲介業者等との委託契約に係る経費
- (2) 企業価値評価に要する経費
- (3) 事業引継ぎに係る資料作成費用



補助金の額 補助対象経費の3分の2以内(上限60万円)※1,000円未満切り捨て

提出書類 下記(1)～(8)の書類を事前に提出してください。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 補助金交付申請書(様式第1号) | (5) 支援確認書(様式第5号) |
| (2) 事業計画書(様式第2号) | (6) 見積書の写し |
| (3) 収支予算書(様式第3号) | (7) 市税完納証明書 |
| (4) 役員等氏名一覧表(様式第4号) | (8) 直近の確定申告書又は市県民税申告書の写し |

取組状況報告

交付決定を受けた者は、親族内承継又は第三者承継の最終合意契約を結ぶまで、毎年4月20日までに下記の書類を提出する必要があります。



■ 取組状況報告書(様式第10号)

お問合せ先

日向市商工港湾課 TEL:0982-66-1025(直通)